

横浜市農作業受注促進モデル事業 質問回答書

質問	回答
<p>応募条件として「当該事業に協力する障害福祉事業所（以下、協力事業所という）を7事業所以上集めることができること」とあり、「応募事業所が複数の法人による連合体の場合は、応募事業所自体を協力事業所ともみなすことができることとする」とあるが、その場合の応募方法についての注意点等はあるか。</p>	<p>注意点等も含め、応募条件は、公募要項の記載の通りです。</p>